



第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化と家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、国は、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的としており、地方公共団体（都道府県及び市町村）、一般事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるもの）、特定事業主（国及び地方公共団体の機構）に平成 17 年度から 5 年を 1 期とした前期・後期計 10 年間の次世代育成対策に関する行動計画の策定を義務づけ、総合的かつ効果的に推進していかうとするものです。

そこで、国や県の動向、本市の子育て支援策の現状を踏まえて、次世代を担う子どもと子育て家族を総合的に支援するための次世代育成支援行動計画を策定します。本市におきましても、平成 17 年度から 5 年間の子育て支援策の方向性や目標を総合的に定めた「壱岐市次世代育成支援対策行動計画書」を策定し、「しまの人々の温かいまなざしと支えの中で、ゆとりをもって子育ての喜びが感じられるような、癒しの島の実現」に取り組んできました。

今回、平成 21 年度は、前期計画 5 年の終了年度にあたることから、アンケート調査による分析、前期計画の施策等の中間評価を行い、平成 22 年度から始まる後期計画を策定しました。

2. 計画の位置付け

■この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画であり、計画の策定にあたっては、県の行動計画とも連携を図っていきます。

■この計画は、壱岐市の基本的な方向性を定めた、「基本構想」を踏まえ、「壱岐市総合計画」をはじめ各分野の計画との整合性を図り、次世代育成支援に関わる施策、事業の方向性を示すものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とし、平成 21 年度までの 5 年を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年を後期とされており、平成 16 年度に平成 17 年度を基準年度とし、平成 21 年度を目標とする 5 年間の計画（前期計画）を策定しました。

このため、この計画の期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間の計画（後期計画）とします。

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
初回策定		前期計画										
							本計画期間（後期計画）					

4. 計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家族、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

5. 計画策定のためのアンケート調査

次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、保育サービスの利用状況や今後の意向、各種支援施策の認知、活用状況等子育てに関するニーズを把握するためにアンケート調査を行いました。（報告書には壱岐市子育てに関するアンケート調査と表記。）

区 分	就学前児童保護者調査			小学生児童保護者調査		
(1) 調査対象者	0 歳～5 歳までの児童のいる世帯で保育所及び幼稚園に通っている保護者等を対象としました。 (平成 21 年 4 月 1 日現在)			小学校児童（1 年生～6 年生）のいる世帯を対象としました。 (平成 21 年 4 月 1 日現在)		
(2) 抽出方法	全数調査			全数調査		
(3) 調査方法	保育所、幼稚園及び壱岐子どもセンターに調査票を配布し、保護者に記入してもらい、その後回収した。			小学校に調査票を配布し、保護者に記入してもらい、その後回収した。		
(4) 調査期間	開始：平成 21 年 7 月 3 日 終了：平成 21 年 7 月 17 日			開始：平成 21 年 7 月 3 日 終了：平成 21 年 7 月 17 日		
(5) 回収状況	発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
	773	577	74.6%	1274	597	46.9%